

税理士 大城 眞徳

プロフィール
昭和 48 年 1 月 開 業
kbc 学園グループ 理 事 長

第 59 回 「知って得する・ためになる」

税務トピック!

法人事業税の分離で「地方法人特別税」の創設

緊急の政治課題である地域間の税源の偏りを是正するため、消費税法を含む税体系の根本的な改革が行われるまでの**暫定措置**として、平成 20 年度改正で「**地方法人特別税(国税)**」が創設されました。

この地方法人特別税は、法人事業税(県税)から分離され一旦は国に納められます。

しかし、その税収の全てが「**地方法人特別譲与税**」として、人口及び従業者数を基準として各都道府県へ再分配(譲与)されます。

地方法人特別税の概要

1 適用時期は?

平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

2 対象となる法人は?

法人事業税を納付する法人が対象となります。

3 地方法人特別税の創設により税負担は増えるのですか?

法人事業税の税率が引き下げられ、その引き下げ分に対応して地方法人特別税が創設されました。よって、現行の法人税の負担を上回らないように設計されています。

4 法人事業税、及び地方法人特別税の税率はどうなりますか?

・事業税(資本金 1 億円以下の普通法人等の所得割)

	現行	改正後
年 400 万円以下の所得	5%	2.7%
年 400 万円超年 800 万円以下の所得	7.3%	4%
年 800 万円超の所得	9.6%	5.3%

・地方法人特別税(課税標準は法人事業税)

資本金1億円以下の普通法人等	81%
----------------	-----

【注意】外形標準課税法人・特別法人及び収入割により課税される法人は、それぞれ税率が違いますので注意してください。

5 事業税、及び法人地方特別税はどのように計算するのですか?

例:資本金が1億円以下で所得が 400 万円の場合

改正前

400 万円 × 5% = 200,000 円 (法人事業税)



改正後

400 万円 × 2.7% = 108,000 円 (事業税)

108,000 円 × 81% = 87,480 円 (地方法人特別税)

合計 195,480 円

6 申告納付の方法はどうなりますか?

地方法人特別税は国税ですが、法人事業税と合わせて県税事務所に申告納付します。

7 国税としての地方法人特別税は損金になるのですか?

暫定的措置として、法人事業税の一部を政策上国税化するだけのことからすれば、当然に損金算入できると考えられます。

経営者の参謀役としてお手伝いさせていただきます!

大城眞徳税理士事務所

〒901-2132 沖縄県浦添市伊祖1-33-1 牧港建設第二ビル3階
tel. 098-876-8231 fax. 098-876-8304 mail: hp-shintoku@tkcnf.or.jp

「税務トピック!」メルマガ配信中!! (ホームページからご登録できます) ... → (URL) <http://www.masism.com>

《主な支援内容》

- 税務代理・税務相談・税務申告 ● 決算事前対策
- 経営計画策定 ● 業績管理支援 ● 起業家支援
- 経営革新支援 ● パソコン会計支援
- 建設業「経審」対策 ● 適正な生命保険指導